

保護者の皆様

川崎市立川中島中学校
校長 新山 英樹

自然災害および、避難所設営、交通機関による臨時休業に関するお知らせ

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

川崎市教育委員会では自然災害による警報等、地震の発生、避難所の設営、交通機関に関連して、生徒の安全確保、学校の状況把握のため臨時休業する場合がございますのでお知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 自然災害関係

① 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」などが発表された場合

午前6時の時点で
神奈川県内のいずれかの市町村(川崎市とは限りません)に
「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」の発表が継続中の場合。

当日1日を臨時休業とします。

※学校からのお知らせはありませんが、市教委よりミマモルメで全市へ配信される場合があります。

※一度、臨時休業と決定した場合、天候が回復しても始業時間を繰り下げて授業を行うことは、原則ありません。しかし、通学路等の安全が確認された場合、生徒を登校させて部活動や委員会活動等を行うことがあります。

生徒登校後に
「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」の発表がされた場合。

授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのあるときは、学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。

※学校よりミマモルメでお知らせします。

② 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外が発表された場合

午前6時の時点で
神奈川県内のいずれかの市町村(川崎市とは限りません)に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の発表が継続中の場合(大雪警報・大雨警報・洪水警報など)。

原則通常授業とします。安全に留意し、無理のないよう登校させてください。

せいととうこうご
生徒登校後に

とくべつけいほう ぼうふうけいほう ぼうふうせつけいほう いがい はつびょう ばあい
「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の発表がされた場合。

おおゆきけいほう おおあめけいほう こうずいけいほう
(大雪警報・大雨警報・洪水警報など)

がっこう つうじょう かつどう おこな げこう がっこう たいき ほんだん げこう ばあい
学校が通常の活動を行うか、下校するか、学校に待機するか判断します。下校する場合は、ミマモルメでお知らせいたします。

③ 「震度5強」以上の地震が発生した場合

かわさきしない ちいき かわさきく かが
川崎市内のいずれかの地域(川崎市とは限りません)に、
しんどう きょういじょう じしん はつせい ばあい
震度5強以上の地震が発生した場合。

はつせい よくじつ いっせい りんじきゅうぎょう
発生した翌日を一齐に臨時休業いたします。

(しぎょうまえ ばあい) ⇒ その日と翌日が臨時休業

(きゅうじつ ぜんじつ ばあい) ⇒ 休日明けの平日が臨時休業

(例)

平日	平日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
震度5強以上の地震が発生	臨時休業	震度5強以上の地震が発生			臨時休業
平日	平日	平日	休日・祝日	平日	
始業前に震度5強以上の地震が発生 臨時休業	臨時休業	震度5強以上の地震が発生		臨時休業	

※また、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日など)は、生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

【生徒の下校について】

じゅぎょう がっこう きょういっかつどうちゅう かわさきしない ちいき かわさきく かが しんどう
授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域(川崎市とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生した場合は、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになって
いますが、本校として以下のように対応することを原則といたします。

○学校の立地や地域の状況等を踏まえて、次のような措置をいたします。

・地震の情報や学校周辺の被災状況等が把握できるまでは、学校内の安全な場所に生徒を避難・待機させます。

・直後の余震がおさまり、学校周辺や通学路の安全が確認された時点で、保護者の引き取りまたは、避難訓練に準じて、教員が引率して地区別に集団下校させます。なお、特別な事情等がある場合には担任を通してご相談ください。

※ミマモルメでお知らせする予定ですが、地震直後の混乱のため、配信ができない状況もあることをご理解ください。

※「災害時における生徒の下校方法等の意向調査」は、2、3年生は年度末の三者面談時に確認させていただきます。新入生は4月7日(火)が提出のメ切日です。提出された災害時の下校方法について、お子様とよく確認しておくようお願いいたします。

2. 避難所設営関係

大規模な風水害時に緊急避難場所として学校に避難所が開設された場合。

状況によって、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とする場合があります。

《臨時休業する場合の例》

- ・ 9月9日(水)の午前8時に避難所業務が終了
⇒ 9月9日(水)と9月10日(木)が臨時休業
- ・ 9月11日(金)の午前9時に避難所業務が終了
⇒ 9月11日(金)と9月14日(月)が臨時休業
- ・ 9月12日(土)の午前9時に避難所業務が終了
⇒ 9月14日(月)が臨時休業

※臨時休業としない場合もあるのでミマモルメでお知らせいたします。

※休日明けの平日が課業日でない場合(夏季休業中や振替休日等)は、部活動等の生徒の活動をすべて中止とする場合があります。

3. 交通関係

午前6時の時点で

「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」の発表が解除されていても

川崎市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合。

(市内鉄道会社=JR東日本・京浜急行電鉄・東急電鉄・小田急電鉄・京王電鉄)

・ 当日を臨時休業といたします。ミマモルメ等でお知らせいたします。

・ 学校課業中に計画運休が発表された場合、授業の繰り上げ等の措置を講じる場合があります。

授業時間を繰り上げることになった場合は、ミマモルメ等でお知らせいたします。

※保護者の方におかれましては、あらゆる場面で生徒の安全確保を最優先に考えてご対応くださるようお願いいたします。